

規則

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十一号

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)の規定に基づき、地方独立行政法人埼玉県立病院機構(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査報告の作成)

第二条 監事は、法第十三条第四項に規定する職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。第一号、第四項第三号及び第四号並びに第十一条第一項第一号において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 法人の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 監事は、法第十三条第四項に規定する職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

4 法第十三条第四項後段の監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の役員職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

(業務方法書の記載事項)

第四条 法第二十二條第二項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 業務運営の基本方針

二 業務委託の基準

三 競争入札その他契約に関する基本的事項

四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第五条 法人は、法第二十六條第一項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、知事が別に定める日までに(法人の成立後最初の中期計画については、法第二十五條第一項前段の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく)、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六條第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画に定める業務運営に関する事項)

第六条 法第二十六條第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

一 施設及び設備に関する計画

二 法第四十條第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

三 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第七条 法第二十七條第一項に規定する年度計画(次項及び次條第一号において「年度計画」という。)には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第二十七條第一項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(業務実績等報告書)

第八条 法第二十八条第二項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- 一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- 二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

(財務諸表)

第九条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件(平成十六年総務省告示第二百二十一号)第二章第七節に規定するキャッシュ・フロー計算書及び同章第九節に規定する行政サービス実施コスト計算書とする。

2 法第三十四条第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法人に関する基礎的な情報

イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体、組織図その他の法人の概要

ロ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地

ハ 資本金の額(前事業年度末からの増減を含む。)

ニ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

ホ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び平均年齢並びに法人への出向者の数

ヘ 非常勤職員の数

二 財務諸表の要約

三 財務情報

イ 財務諸表に記載された事項の概要

ロ 重要な施設等の整備等の状況

ハ 予算及び決算の概要

四 事業に関する説明

イ 財源の内訳

ロ 財務情報及び事業の実績に基づく説明

五 その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第十条 法第三十四条第三項の規則で定める期間は、五年とする。

(会計監査報告の作成)

第十一条 会計監査人は、法第三十五条第一項に規定する職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 法人の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 法第三十五条第一項後段の会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。)が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準(地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件第二章に規定する会計基準をいう。ロにおいて同じ。)その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

3 前項第四号の「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 正当な理由による会計方針の変更
- 二 重要な偶発事象
- 三 重要な後発事象

（積立金の処分に係る承認の申請）

第十二条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（次項及び次条において「期間最後の事業年度」という。）に係る法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日まで知事に提出しなければならない。

- 一 承認を受けようとする金額
 - 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第三十四条第一項の規定により当該事業年度に係る財務諸表を提出したときは、第一号及び第二号の書類の添付を要しない。
- 一 当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表
 - 二 当該期間最後の事業年度の損益計算書
 - 三 その他知事が必要と認める事項を記載した書類

（納付金の納付の手続）

第十三条 法人は、法第四十条第五項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余の額（以下この条及び次条において「納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、法第三十四条第一項の承認を受けた後、遅滞なく知事に提出しなければならない。

（納付金の納付期限）

第十四条 納付金は、知事が定める日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第十五条 法人は、法第四十一条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の譲渡等の認可の申請)

第十六条 法人は、法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「譲渡等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 譲渡等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売却以外の方法により譲渡等を行う場合にあつては、適正な見積価格)
- 二 譲渡等の条件
- 三 譲渡等の方法
- 四 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

(内部組織)

第十七条 法第五十六条の二第一号の規則で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として次に掲げるものであつて再就職者(離職後二年を経過した者を除く。)が離職前五年間に在職していたものとする。

- 一 本部
- 二 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
- 三 埼玉県立がんセンター
- 四 埼玉県立小児医療センター
- 五 埼玉県立精神医療センター

(管理又は監督の地位)

第十八条 法第五十六条の二第二号の規則で定める管理又は監督の地位は、職員 of 退職管理に関する規則(平成二十八年人事委員会規則第二十四号―一)第二十二

条に規定する職員が就いている職に相当するものとして法人が定めるものとする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。